

まち並み景観形成モデル事業

八幡通りまち並みづくり基本構想

《 概 要 版 》

2020年4月

行田市 都市計画課

# 1 まち並み景観形成モデル事業の概要

## (1) まち並み景観形成モデル事業とは

「行田らしいまち並みづくりとにぎわい創出基本計画」に基づき、誰もが“訪れたくなる”“誇りに思える”まち並み景観の整備と景観形成の加速を目的としており、行田らしいまち並みに調和させるための建築物等の設置及び外観の改修等を実施するものです。



## (2) 対象地：八幡通り

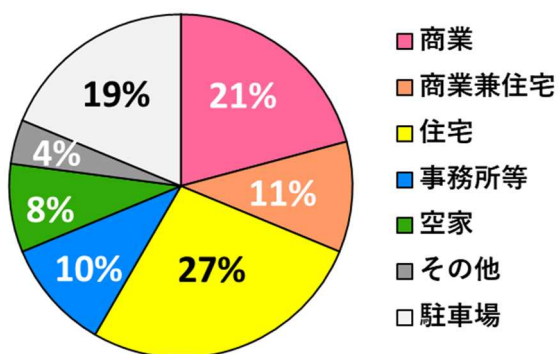
八幡通り周辺は、忍城下総鎮守として忍城主が崇敬した八幡神社を中心に、当時の旧水路のまち割がまちかどとして残っていますが、その名残は時代の変化とともに失われつつあります。



# 2 八幡通りの現状、歴史、まつり

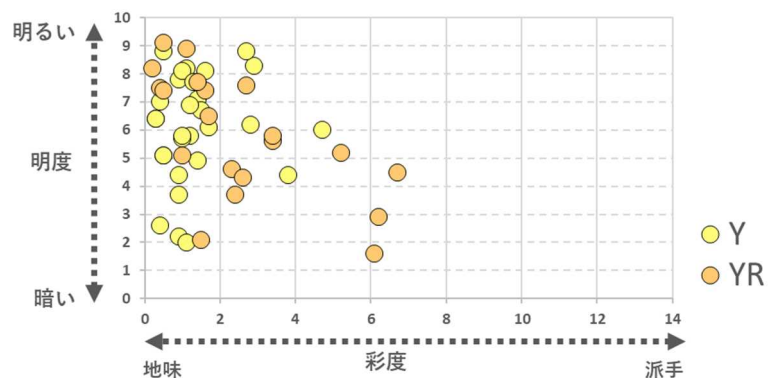
## (1) 現状

### ① 建物の用途



建物の用途は多様になっています。特徴としては商業が少なく空き家も見られます。

### ② Y (黄) と YR (橙) の色の調子



外観の基調色は彩度の高い色が少なく、風土に馴染む色彩（アースカラー）が多いです。

## (2) 歴史

八幡町は行田八幡神社が現在地に移転した 1655 年から開発され、大工等、建築職人の居住地として街びらきしたことから“大工町”とも呼ばれていました。

八幡町に係る特筆事項

西暦	和暦	内容
1000 ～1070頃	—	行田八幡神社建立（こんりゅう） 源頼義・義家の奥州討伐の滞陣時に勧請されたと伝えられている
1479以前	文明11	忍城築造
1544	天文13	行田三町（上町、下町、新町）に町家が建ち始める
1590	天正18	石田三成による水攻め
1617	元和3	日光東照社成立 日光道中の簡住還として行田町は宿場機能を持つ
1655	明暦元	行田八幡神社が佐間村田中から移転、八幡町が開発される 大工棟梁1人、肝煎1人、平大工25人、木挽5人、鍛冶治1人ら建築職人の居住地となる
1716～1735	享保	享保年間行田絵図 八幡町では67棟、職業は41軒確認できる 足袋職・商については四町全体で3軒
1830～1844	天保	天保年間行田絵図 八幡町では55軒が確認できる 足袋職・商については四町全体で27軒
1871	明治4	鹿藩置県 忍藩は解体⇒忍県⇒埼玉県へ
1873	明治6	忍城が一部土塁を残し取り壊し

## (3) まつり

行田八幡神社の催事としては、伝統的な天王様（八坂神社）の祭りがあります。また説明会で話題となった七夕飾りは昭和30年代に最盛期を迎えましたが、交通量増加に伴い飾れなくなり消滅しました。



・天王様の祭りは、かつてだんべ祭りと同開催、現在は行田浮き城まつりとともに開催



・明治43年の八幡町の山車。本町・新町・下町・八幡町で総町を形成して祭りを実施していた。

## 3 課題

### (1) 課題の抽出

#### 課題 1 既存の土地利用や建築物を活かし、外観修景の類型化が必要

現状

→様々な建築様式が混在、駐車場等の空隙があり不連続・多様である。  
→町人町当時のやや広い間口が保全されており、外観面積が広く費用がかかる。

#### 課題 2 八幡町のアイデンティティを活かしたにぎわい創出

現状

→1992年頃までは商店が密に並んでいたが、現在はまばらで賑わいに欠ける。  
→旧市街地の総鎮守である行田八幡神社を有し、八幡通り等の公共空間で催事・イベントを実施している。

#### 課題 3 歩きたくなる、歩きやすい、歩いて楽しい環境・空間の形成

現状

→行田の強みは足袋蔵等が点在し、城下町の界限性が残る奥行きのある街歩きである。  
→街路整備したものの、ゆとりある歩行者空間がない。  
→集客力のある神社と郵便局を有するが、休憩するスペースが不足している。

### (2) 重要な景観構成要素

石蔵



妻入で大谷石の組積造が象徴的な昭和4年造の小川源右衛門蔵

笠原邸



平入、庇、格子等、伝統的な商家建築の様式である笠原邸

行田八幡神社



八幡通り唯一の緑量を誇る行田八幡神社の社叢



## 4 コンセプト・方針・方策

### (1) コンセプト

# 軒と蔵と館が繋がる八幡通り ～ものづくりが息づくまち～

### (2) 方針

#### ハード面

軒・蔵・館の3つの外観タイプに類型化し、各々修景方針を定める。

- ・日本遺産の構成資産である足袋蔵が様々な建築様式を是としているように“多様さ”が八幡町の繁栄を喚起。
- ・かつて行田の4町人町の商店は、5尺ほど庇や出桁を出し、成る丈商品を陳列させて沿道の賑わいを演出していた。
- ・軒下(1階)を、通りに開かれた空間に再構築する。

#### ソフト面

八幡通りの両端の集客施設(八幡神社と郵便局)を起点に、通りを歩きたくなる・歩きやすい・歩いて楽しい空間へ再構築を目指す。

- ・八幡町=大工町としてのクラフトマンシップ、モノヤコトが創造される通りへ。
- ・人が中心の通りを創り、心地よく、八幡通りに歩きに出かけたいまちへ。
- ・通りの空間を積極的にイベント活用し、多様な人の多様な交流を生む。

### (3) 方策

#### ① ハード施策(まち並み景観形成)



04

軒・出桁タイプ  
庇・出し桁づくり



28

倉庫・蔵タイプ  
石蔵、切妻屋根妻入り



25

館タイプ  
事務所等、ビル形状のもの

#### ② ソフト施策(くらしのにぎわい創出)

##### ■くらしの歳時記



一輪挿し(豊橋市)

##### ■イベント



節分祭(行田市)

##### ■建物活用



平塚カフェ

## 5 補助制度に向けたルール

### (1) 行田市ふるさとづくり事業にて新たに“まち並み景観整備事業”を創設

(令和2年度から令和3年度)

#### 補助対象者、補助対象経費、補助額

- ・建築物又は施設の所有者であること、また市税などの滞納がないこと。
- ・市内事業者の施工であること。
- ・おもてなしやにぎわい創出活動に参加等すること。
- ・補助金の交付対象となる経費は“建築物等の設置及び改修並びに施設の整備に係る経費とする”。企画費、広報費、調査費、備品購入費、人件費及び飲食費は含まない。
- ・補助率は、上記経費に対して100%、上限を200万円とする。(1回限り)

#### 事業の認定基準

- ・補助申請後に行田市ふるさとづくり事業選定委員会に付議される。

#### 外観変更・財産処分の制限

- ・工事完了日から起算して10年間はその外観を変更してはならない。また、補助金の交付趣旨に反して10年間は使用・譲渡・交換・貸出・除去または担保に入れてはいけない。

#### 事業成果などの報告

- ・補助対象者は補助金の交付を受けた後10年間、その活用実績や効果など事業の成果に関する報告書を提出すること。

※詳細は行田市ふるさとづくり事業補助金交付要綱及び募集案内を参照してください。

### (2) 八幡通り修景ルール

#### ① 建築物について

高さ	建物高さは現状のまち並みを活かし、2階から3階としてスカイラインを整える。
軒先、壁面位置	なるべく八幡通りから大きく後退せずに、できるだけ揃えて連続性を生みだす。
開口部	建具は木製または黒、茶系を推奨する。また、伝統的な和風の意匠を継承、生活感を通りから隠すために、縦格子等を設置することが好ましい。
壁面の素材と色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素材は自由とする。色彩は現状のまち並みの色味を活かし、木の色等の自然素材や風土色等、温かみを持ったものを基調とする。</li> <li>・色彩の範囲は既存のまち並みの基調色に即す。</li> </ul>

#### ② 付属施設について

空調の室外機等	八幡通りからなるべく見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合は、囲い等により景観上の配慮をする。
暖簾、看板、オーニング	店先のショップフロントに暖簾、庇の上に看板の設置、庇のない店には新たにオーニングを設置する等、統一したデザインアイテムで賑わいと風情を創出する。
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩は茶色や灰色とし、照明や表示物は機能上必要最小限のものとする。</li> <li>・建築物の軒下に納まるように努め、複数設置する場合は、高さやデザインをそろえる。</li> </ul>

#### ③ 屋外空間について

広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則自家用広告物とする。通り全体で調和がとれるような材料、色彩等に配慮する。</li> <li>・点滅するような電飾は避ける。</li> <li>・高彩度色や蛍光色はできるだけ使用しない。ただし、アクセントカラーとして効果的に使うのは認める。</li> </ul>
門、塀、さく	木、石、土、漆喰、瓦等の使用を基本とするが、二次製品を活用する場合も伝統的な和風の意匠を基本とする。
駐車場	駐車場などを通り沿いに設ける場合は、出入りに支障のないところは塀やさくを設け、通りの連続性に配慮する。

※詳細は都市計画課までご確認ください。



■イメージ1 カネマル酒店付近



■ 現況写真1

■イメージ2 大売出しの店付近



まち並み景観形成モデル事業  
八幡通りまち並みづくり基本構想  
2020年4月

発行：行田市都市計画課

TEL：048-550-1550

FAX：048-553-4544

■ 現況写真2